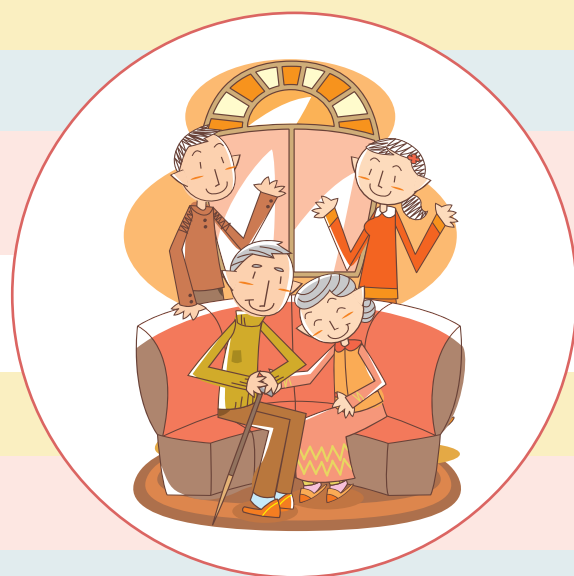


令和8年度

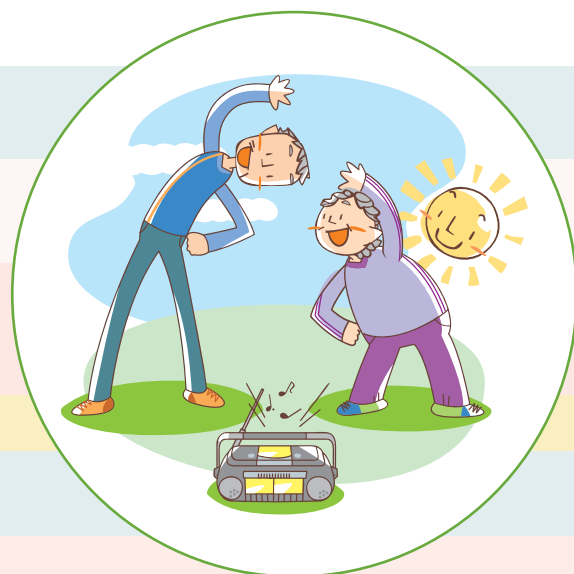
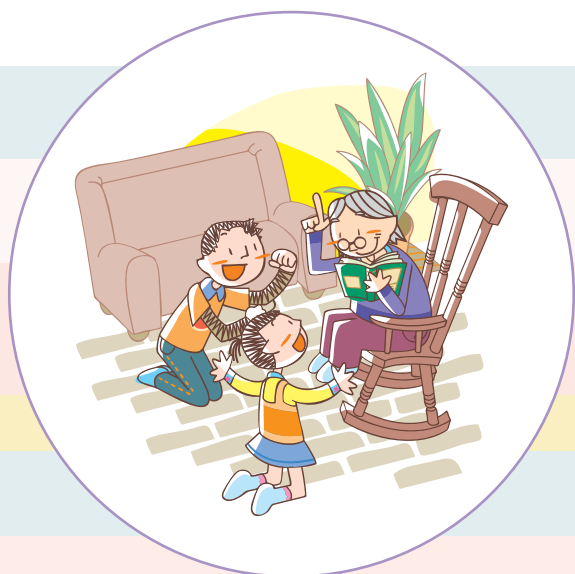
社会福祉法人

# 刈羽村社会福祉協議会

事業紹介 特集号



地域で支えよう福祉社会



## 社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、「地域福祉の推進」を図ることを目的とした、営利を求めない民間の福祉団体です。社会福祉協議会は、社会福祉法に規定され各都道府県及び各市区町村に1か所設置されています。地域の方々が住み慣れたまちで安心して生活することができる「福祉のまちづくり」の実現を目指して、地域の皆様や民生委員・児童委員、社会福祉関係者等と連携・協力を図りながら様々な活動を行っています。

## 今年度の方針

少子高齢化の進展と核家族化や高齢者世帯の増加など、家族構成は大きく変化し、ニーズが多様化しています。また、孤立や生活困窮などの様々な問題があるため、現状の社会福祉制度では十分に対応できない多種多様な課題が生じています。さらに近年では全国各地で発生している地震・風水害等の自然災害など、国民の不安な生活が続いております。

こうした社会情勢を背景に、地域住民、行政、社会福祉協議会、福祉関係団体等がこれまで以上に連携し、地域福祉活動を展開しながら新たな支え合いの仕組みを構築していくことが求められています。

当協議会では、住民の皆様が住み慣れた地域において健康で安心して暮らしていくため、配食サービス事業の実施並びに高齢者の社会参加をととした生きがい活動や健康づくりを推進していきます。また、放課後児童保育事業について刈羽村教育委員会及び刈羽小学校と連携し、健全な育成を図ることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援します。さらに、障がいのある方や認知症高齢者の方など、その方々の権利を擁護するため法人後見事業や日常生活自立支援事業を積極的に展開し、自立した生活を営むための支援活動を推進するとともに、権利擁護センターを実施してまいります。加えて、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターを中核として各関係機関やボランティア等と連携・協力を図りながら村民の皆様が主体性をもって生活を続けられるよう支援活動を強化してまいります。

そして、住民の誰もが「住み慣れた地域で心豊かに笑顔あふれる暮らし」を継続できるよう地域共生社会の実現に向けて、当協議会職員が地域の声に耳を傾けながら、住民の皆様との協働による地域福祉の推進に努めてまいります。

# 介護予防を推進

## 介護予防体操教室

週に1回の運動習慣を身に付け、運動を継続することで、筋力や体力低下を防ぎ、介護予防や認知症予防につなげます。

### いきいき体操教室

「老化」の一言で片付けず、意図的な運動を継続して行うことによって、身体や脳の衰えを予防します。

開催日時 毎週水曜日 10:00~11:30  
 参加費 月額 1,000円  
 会場 刈羽村福祉センター いこえ～る  
 送迎 いきいき体操教室用の送迎バスがあります。



### 運動習慣づくり体操教室

早いうちから運動習慣をつくり、筋力強化としなやかな筋肉づくりを目指します。

開催日時 毎週金曜日 10:00~11:30  
 参加費 1回 500円  
 会場 刈羽村福祉センター いこえ～る

# 高齢者の健康づくりと生きがい活動を推進

## マメだね健康ポイント

65歳以上の皆様の健康づくりや社会貢献を通した生きがいづくりの支援を推進します。

65歳以上の方を対象とした「マメだねシニア」のポイント手帳交付及びポイント申請受付の窓口を行います。

実施期間 令和8年5月1日(金)～令和9年3月10日(水)  
 受付時間 8:30～17:30 (平日のみ)  
 受付窓口 刈羽村福祉センター いこえ～る



ポイント	記念品等
30ポイント未満	小・中学校PTA、刈羽村社会福祉協議会に登録しているボランティア団体へ寄付 (1ポイント単位でできます)
30ポイント ※いずれか1つ	a. 商工会商品券1,000円分      b. ラピカ施設利用1,000ポイント引換券 c. 村内事業所製造品詰め合わせ      d. おすすめ絵本セット      e. デマンドかりわ回数券6回分
50ポイント ※いずれか1つ	a. 商工会商品券2,000円分      b. ラピカ施設利用2,000ポイント引換券 c. 村内事業所製造品詰め合わせ      d. デマンドかりわ回数券12回分
70ポイント ※いずれか1つ	a. 商工会商品券3,000円分      b. ラピカ施設利用3,000ポイント引換券 c. 健康グッズ(お口と歯の健康グッズ)      d. 健康グッズ(歩数計)      e. おすすめ絵本セット f. デマンドかりわ回数券18回分
100ポイント ※いずれか1つ	a. 商工会商品券4,000円分      b. ラピカ施設利用4,000ポイント引換券 c. ご自宅でのお楽しみセット      d. デマンドかりわ回数券24回分

※都合により内容を変更する場合があります。

# 気軽に集える居場所づくり

## いどばた喫茶「おいで家」

住民の誰もが気軽に集える場として、おしゃべりや創作活動など、ぶらりと出掛けられる居場所づくりを行います。

- 対象者** 各地区にお住まいの方どなたでも  
※地区を越えての参加もOKです。
- 開催場所** 5地区の集会場で各毎月1回  
※刈羽地区は、刈羽村福祉センターが会場です。
- 開催日** 第1水曜日 油田地区  
第1木曜日 高町地区  
第2木曜日 赤田地区  
第3木曜日 勝山地区  
第4木曜日 刈羽地区
- 開催時間** 10:00～12:00
- 参加費** 200円



## ふれあい・いきいきサロン

地域住民参加による仲間づくりや交流を通して、地域における福祉コミュニティづくりの推進を図ります。



身近な集落センター等に気軽に集まり、お茶飲みやレクリエーションなどを通じて仲間作りや孤独感の解消、介護予防、認知症予防の推進を図ります。

刈羽村では、すべての集落で定期的にサロンが開催されており、その運営は住民の皆様によって行っています。

開催日時・会場ともに、各集落によって異なりますので、興味・関心のある方は、各集落の区長さん、または、刈羽村社会福祉協議会までお問い合わせください。

## 福祉センターオープン化事業

福祉センターを無料開放して、囲碁・将棋、カラオケ、お風呂などを通して、健康の維持増進や親睦等を図ります。

福祉センター いこえ～るを無料開放しています。カラオケや入浴も無料です。予約も不要です。ぜひご利用ください!!

**開放日時** 毎週土・日曜日 9:00～16:00まで  
※入浴の利用は、10:00～16:00まで  
※12月25日～1月10日の期間は、無料開放はお休みとなります。



# 高齢者のための総合相談窓口

## 地域包括支援センター

専門職が連携して、様々な相談の対応や支援を行います。

刈羽村の受託機関です。安心してご相談ください。  
相談は『無料』『秘密は守ります』

## 例えば、こんな相談に対応します

### 権利を守ること

- ・悪質な訪問販売の被害にあった
- ・お金の管理や福祉サービス等の契約に関して自信がなくなってきて心配

### 家族の心配や悩み

- ・親の介護が大変
- ・日頃の介護で疲れてしまった

### 健康や介護保険

- ・足腰が弱ってきて心配
- ・退院後や今後の生活が心配
- ・介護保険について知りたい
- ・物忘れが出てきた
- ・介護保険を申請したい

### 地域のこと

- ・近所の高齢者が心配



●お気軽にお問い合わせください。 **お急ぎの方はいつでもご連絡ください。**

刈羽村大字割町新田180番地1 刈羽村農村環境改善センター内

電話：0257-41-6520 FAX：0257-41-6526

【相談時間】月曜日～金曜日 8：30～17：15（祝日及び12月29日～1月3日を除く）

# 地域における支え合い活動を推進

## 生活支援体制整備事業

高齢の方々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、必要なサービスを提供できる体制づくりや地域で互いに支え合う仕組みづくりなど、「生活支援コーディネーター」を中心に生活支援体制の充実を行います。

### 生活支援コーディネーター

～地域支え合い推進員～

地域の支え合いを充実させるための活動を支援します



## 介護サービスの支援と介護者のリフレッシュを推進

### 居宅介護支援

ご自宅で介護を必要とする方を対象に、ご本人やご家族が抱えている介護の不安や生活の課題を少しでも取り除き、安心した生活が送れるよう支援に努めます。



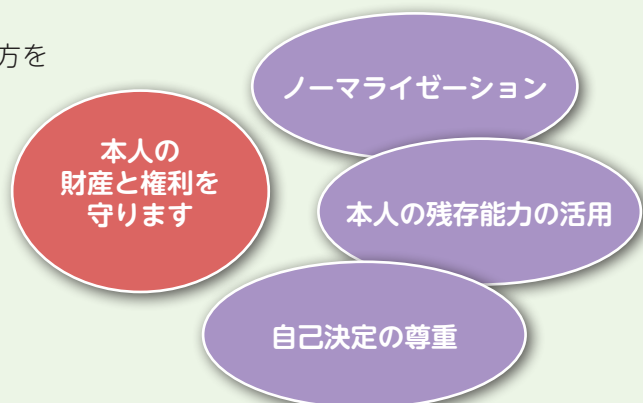
## 権利擁護を推進

### 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいといった判断能力が低下した方の法律行為を保護し、支援します。

高齢者や障がいのある方など判断能力が不十分な方を法律面や生活面で保護・支援します。

- 例)
- 預貯金の管理・解約
  - 介護保険サービスの契約
  - 不動産の処分（家庭裁判所の許可が必要）
  - 相続の手続き



## 日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業)

高齢の方や障がいのある方が自立した地域生活を送ることができるように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理など、その他必要な生活支援を行います。

**対象者** 認知症高齢者、知的障がいや精神障がいがある方等。

### お手伝いする内容

- **福祉サービス利用のお手伝い**
  - ・福祉サービスを利用したり、やめたりする手続き
  - ・利用料の支払い ・ 苦情解決制度を利用する手続き
- **日常的なお金の出し入れのお手伝い**
  - ・年金や福祉手当の受け取りに必要な手続き
  - ・医療費の支払い ・ 税金や社会保険料、公共料金の支払い
  - ・支払いに必要な預貯金の払い戻しや解約、預け入れの手続き
- **大切な書類等のお預かり**  
銀行の貸金庫等を利用して、年金証書、通帳、実印等を安全にお預かりします。

**利用料**  
生活支援員による援助  
**1時間 1,200円**

(別途、交通費がかかります。)

※1時間超えた場合、30分ごとに400円がかかります。

※利用料について、令和8年度中に値上がりする予定です。  
詳しくはお問い合わせください。

## 権利擁護センター

権利擁護の支援を必要とする村民に対し、迅速かつ適切な支援を行うために、各機関で構成された「地域連携ネットワーク」の中心となり必要な支援を行います。

### ■ 以下の4つの機能があります ■

#### 相談機能

地域、関係機関からの相談を受け付け、専門職等の助言を得ながら支援の方向性や制度利用の必要性などの助言を行います。

#### 成年後見制度利用促進機能

支援方針や候補者の検討、受任調整、役割分担などの検討及び支援を行います。

#### 後見人支援機能

後見人等からの相談を受け付け、専門職等の助言を得ながら後見人等に助言を行います。  
必要に応じてケース会議を開催します。

#### 協議会の運営

必要に応じて協議会を開催し、支援に関する検討や地域課題に関する検討をします。

## 生活福祉資金の貸し付け

低所得者や高齢者、障がいのある方の世帯に資金の貸し付けと必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を支援します。

本貸付制度は、都道府県社会福祉協議会を実施主体として、県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施しています。低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等世帯単位に、それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金、たとえば、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の生活費や、就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学費用等の貸し付けを行います。貸し付けには条件や審査があります。詳しくは当協議会へお問い合わせください。

# ボランティア活動やちょっとした困りごとをサポート

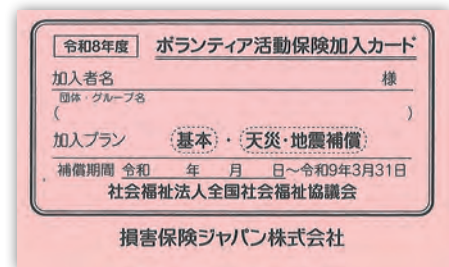
## ボランティアセンター

### ボランティアセンターへの登録、ボランティア活動保険の紹介・加入

ボランティアが、ボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合や、偶然な事故により他人にケガを負わせたり、他人のモノを壊したことにより法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金が支払われる便利な保険です。

#### ● 保険が適用される一例

- ボランティア活動中にケガをした。
- ボランティア活動中に他人にケガをさせてしまった。
- ボランティア活動中に他人のモノを壊してしまった…など。



#### ● ボランティア活動保険補償期間

- 令和8年4月1日～令和9年3月31日までの1年間
- ※年度途中での加入が可能です。
- ※年度途中での加入であっても補償期間は令和9年3月31日までとなります。
- ※ボランティア活動保険加入日の翌日から、補償の適用となります。

#### ● 年間保険加入料一例

プラン	1名あたりの保険加入料
基本プラン	350円
天災・地震補償プラン	500円

### ボランティアの養成に関する講座・研修会等の実施

#### ● ボランティア育成講座

開催 6月～7月頃

ボランティア活動の基礎知識を学ぶことで、安心して継続したボランティア活動へつなげます。

#### ● ボランティアのつどい

開催 12月～2月頃

ボランティアが一堂に会し、お互いが顔を見ながら意見や情報交換を行うことで、次年度の活動につなげます。

### イベント等の開催と協力

#### ● 24時間テレビ「愛は地球を救う」チャリティーキャンペーンへの協力

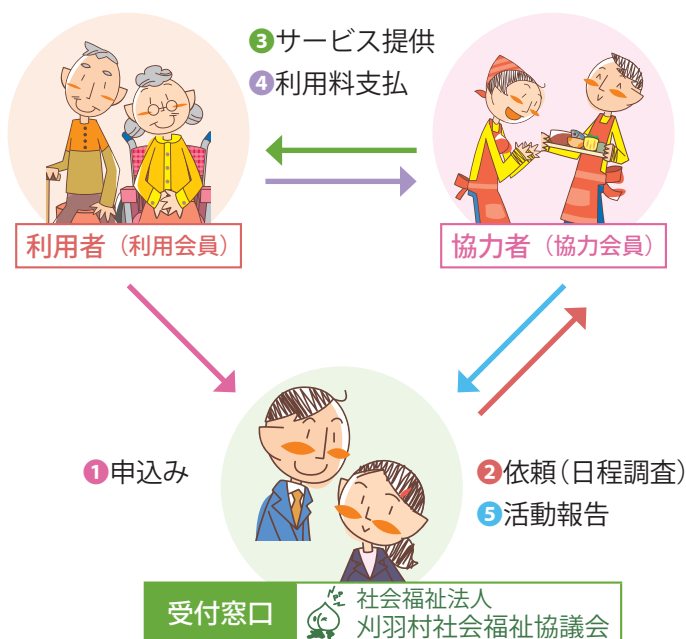
開催日 未定

村内ボランティアの育成を目的として実施します。

## かりわささえ愛ねっと

地域住民と協力しながら日々の暮らしの中にあるちょっとした困りごとを解決し、「お互いさま」で支え合える地域づくりを推進します。

### 利用の流れ



### 対象者

高齢者、障がいのある方

※ケガ、病気、妊娠等で生活上支援を必要とする方もご相談に応じます。

### お手伝いメニュー

- 散歩の付き添いや話し相手
- 衣類の整理、補修
- 簡単な住居の補修
- 簡単な住居の掃除、ゴミ出し
- 薬とり、買い物
- 簡単な雪かき
- その他(応相談)

利用料  
30分 100円  
(+交通費100円)

## かりわ地域見守り隊

### 登録者募集中!

普段の犬の散歩やウォーキング・ジョギング活動の際に、隣近所の変った様子がないか、意識していただきながら、地域の見守りをお願いします。

### メンバー登録の方法

刈羽村社会福祉協議会の窓口にて登録申請をしていただきます。(その際、ボランティア活動保険に加入していただきます。費用は社協負担。)

わんわん隊に登録していただいた方へお散歩バック、ウォーキング・ジョギング隊に登録していただいた方へタオルを贈呈いたします。

### 注意事項

この活動は、個人レベルの活動ですので、特別なコースを歩いたり、危険に近づいたりする必要はありません。

**アレっ?!いつもと違う!と思ったら、刈羽村社会福祉協議会までご連絡ください。**

## 赤い羽根共同募金により実施

皆さまからご協力いただいた募金を財源にして実施します。

### 福祉教育

「**ふ**だんの**く**らしの**し**あわせ」について、様々なプログラムメニューを通して、学ぶ機会を提供します。

### 児童福祉推進事業

子どもの頃から福祉に対する興味関心を持ってもらえるよう、意識の啓発・活動支援を行います。

#### 福祉のこころを育成します

保育園児、小学校児童、中学校生徒の活動支援、福祉学習の授業の協力や福祉活動の事業協力、福祉教育プログラムメニューの提供など。

#### 福祉教育プログラムメニュー

小・中学生用に福祉を理解する様々なプログラムメニューを用意しています。詳しくは刈羽村社会福祉協議会へお問い合わせください。



### マイクロバス貸し出し

集落や老人クラブ、福祉団体、地域づくりなどの活動でバスが必要な時に貸し出しをしています。

刈羽村内に住所を有する営利を目的としない組織・団体及び当協議会特別会員に入会した組織・団体が、地域・在宅福祉の増進を目的とする事業・行事を行う際、当協議会会長が認めた場合にマイクロバスの貸し出しを行います。

車 両 日野自動車 リエッセ

乗車定員 28人乗り

#### 貸し出しに必要な申請書等

- ①刈羽村社会福祉協議会入会申込書
- ②車両使用申請書
- ③運転者の運転免許証の写し
- ④車両運転経歴確認書

※民活センターへ運転を依頼する場合、  
③④の提出は不要です。



●貸し出しには条件があります。詳しくは刈羽村社会福祉協議会へお問い合わせください。

## 配食サービス

食の確保と見守りを目的として、毎週金曜日(祝日等除く)のお昼にお弁当をご自宅までお届けします。

- 対象者** 刈羽村在住で、①～③のいずれかに該当する方
- ①65歳以上の高齢者独居世帯、高齢者のみ世帯
  - ②要支援、要介護認定を受けている方
  - ③各種障がい者手帳をお持ちの方

- 料金**
- おかずのみ 500円(税込)
  - おかず+ご飯 600円(税込)
- ※配達諸経費含む



## 保健衛生の向上を推進

### 寝具洗濯消毒乾燥

寝具類の衛生管理が困難な高齢者や障がい者に対して、業者が寝具の洗濯消毒乾燥を行います。

- 対象者**
- ①布団洗濯のみ利用できる方
    - ・重度心身障がい者の方  
(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級保持者)
    - ・介護保険認定者で要介護4・5の方
  - ②布団洗濯とシーツ洗濯を利用できる方
    - ・寝具の衛生管理が困難な65歳以上の1人暮らし高齢者、または高齢者のみ世帯の方
    - ・①の要件を備えていて、同居の家族が管理困難な方

利用料  
無料

- 内容** 布団洗濯は、掛布団・敷布団・毛布各1枚を1セットとし、年3回実施。  
シーツ洗濯は毎月実施(1回につき2枚まで)。



# 高齢者の社会参加を推進

## 刈羽村民活センター

60歳以上の働く意欲のある高齢者に、臨時的・短期的な就業を提供します。ご自身の能力を活用した生きがいの充実を図ります。

### 刈羽村民活センターでお受けしている仕事

庭や畑の除草、簡単な剪定・枝おろし、  
屋内外の軽作業、障子はり、清掃、宛名・賞状書き、  
企業・お店・福祉施設等の軽作業など。



※作業単価は民活センターまでお問い合わせください。(電話0257-45-2026)  
※利用料は、各作業単価に事務費を合わせて請求させていただきます。

### 刈羽村民活センター会員募集

対象者 刈羽村在住で原則として60歳以上の健康な方  
年会費 1,000円

●会員登録を希望される方は、刈羽村民活センター事務局(刈羽村社会福祉協議会内)にお申込みください。

## その他の事業

### 福祉7団体への支援

7つの福祉団体の事務局を担当しています。

- 刈羽村老人クラブ連合会
- 刈羽村遺族会
- 刈羽村精神障害者家族会
- 刈羽村手をつなぐ育成会
- 刈羽村身体障害者福祉協会
- 刈羽村母子寡婦福祉会
- 刈羽村福祉ボランティア友の会

随時  
会員募集中

### 車いすの貸し出し

車椅子を無料で貸し出しています。通院や旅行の際にご利用ください。

対象者 要援護高齢者及び心身障がい者  
利用料 無料  
貸与期間 原則1週間以内。但し、本人の状況及び使用方法等により、貸与期間を2週間に延長することも可能です。

### 放課後児童保育

刈羽村が実施する放課後児童保育事業の業務を一部受託し、刈羽村、小学校、保護者及び支援業務を行っている民活センター会員と連携・協力を図りながら、児童の健全育成を行い、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

発行・問い合わせ

社会福祉法人 刈羽村社会福祉協議会

刈羽郡刈羽村大字刈羽1431番地1 (刈羽村福祉センター内)

電話 0257-45-2026 FAX 0257-45-2066

メール karisya@kariwasyakyo.or.jp

ホームページ <https://www.kariwasyakyo.or.jp>



発行日 令和8年5月22日